

特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則

平成25年4月1日

規則第30号

特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則を次のように定める。

特別養護老人ホームの設備等に関する基準を定める条例施行規則

(常勤の要件)

第1条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）に規定する常勤とは、特別養護老人ホームにおける勤務時間(当該特別養護老人ホームに併設されている他の事業の職務であって当該特別養護老人ホームの職務と同時並行的に行われることが差し支えないと認められるものに係る勤務時間を含む。)が、当該特別養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置が講じられている職員にあっては30時間）とする。)に達していることをいう。

(機能訓練指導員の要件)

第2条 省令第5条第3項に規定する機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師若しくは准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又ははり師若しくはきゅう師（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師若しくは准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所において機能訓練指導の業務に6月以上従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者をもって充てるものとする。

(入所者の平均値及び推定数)

第3条 省令第12条第2項及び第56条第2項に規定する入所者の平均値は、当該年度の前年度の入所者の延べ数を開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。

2 省令第12条第2項ただし書及び第56条第2項ただし書に規定する推定数及び増床又は減床の場合の入所者の推定数は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める数とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 新規に設置し、若しくは事業を再開し、又は増床した特別養護老人ホームにおいて、当該設置若しくは再開又は増床(以下この号において「設置等」という。)に係る部分に

ついて前年度における実績が12月に満たない場合 次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該アからウまでに定める数

ア 設置等の時点から6月に満たないとき 当該設置等に係る定員数に0.9を乗じて得た数

イ 設置等の時点から12月に満たないとき(アに該当する場合を除く。) 過去6月における入所者の延べ数を当該6月の開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

ウ 設置等の時点から12月以上経過しているとき 過去12月における入所者の延べ数を当該12月の開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

(2) 減床の場合 減床後の入所者の延べ数を当該減床後の開所日数で除して得た数(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。